

地域密着型サービスの指定までの流れ

1 対象サービス

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (2) 夜間対応型訪問介護
- (3) 地域密着型通所介護
- (4) (介護予防) 認知症対応型通所介護
- (5) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護
- (6) 看護小規模多機能型居宅介護

※ 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業者は公募により募集します。

2 指定（開設）までの流れ

- ① 計画が具体的になったら

↓

- ② 事前協議申出

事前協議は面談形式で行いますので、電話で予約のうえ、事業者が直接、静岡市介護保険課事業者指導第1係までお越しください。

↓

※審査に1月程度かかります。

- ③ 協議終了

↓

※事前協議終了通知を送付します。

(工事着手、開設準備)

↓

※事業開始予定日等事業計画に変更がある場合は、必ずご相談ください。

- ④ 指定申請 ※開設の1月前までに

↓

- ⑤ 指定（開設）

3 事前協議に必要な書類

- (1) 静岡市地域密着型サービス事前協議申出書
- (2) 事業予定地の周辺地図
- (3) 事業所の平面図、敷地内の配置図
- (4) その他追加で資料をお願いする場合があります。

4 その他注意事項

- (1) 事業を始めようとする際には、介護保険法及び関連する法令、静岡市の条例等に定められた指定基準及びその他関係法令（建築基準法、都市計画法、消防法等）についてあらかじめご確認ください。
- (2) 事業の開始に際し、補助金はありません。

5 提出先・問合せ先

静岡市役所保健福祉長寿局健康福祉部 介護保険課 事業者指導第1係

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡市役所 新館14階

TEL 054-221-1088

FAX 054-221-1298

E-mail kaigohoken@city.shizuoka.lg.jp